

広報田辺広告取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、田辺市有料広告掲載要綱に基づき、広報田辺（以下「広報」という。）への広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、1広告当たり縦46mm、横85mmとする。ただし、広報の1ページに隣り合う2件を1広告として掲載する場合は、縦46mm、横174mmとする。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載位置は、田辺市が指定するページの下段とする。

- 2 広告数は1ページにつき2件までとし、合計4件（2ページ）を限度とする。ただし、申込み件数が5件を超えた場合、紙面構成を考慮し、掲載件数を市で決定できるものとする。
- 3 申込みのあったそれぞれの広告の掲載位置は、市が指定するものとする。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、1広告当たり26,250円とする。ただし、広報の1ページに隣り合う2件を1広告として掲載する場合は、52,500円とする。

(広告掲載の申込み)

- 第5条 広告主は、田辺市有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告原稿等を添えて、掲載を希望する月の2箇月前の20日までに市長に提出しなければならない。
- 2 広告の申込みは、1箇月につき1広告とする。

(広告原稿の提出)

第6条 前条に規定する田辺市有料広告掲載申込書（様式第1号）に添付する広告の原稿は、フロッピーディスク又はCD-R等に記録して提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、広告掲載の可否を決定したとき、その結果を広告主に田辺市有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告掲載料は、掲載の決定後、20日以内に全額納入しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。

(インターネット・ホームページ上への広告掲載)

第9条 インターネット・ホームページ上に掲載する「広報田辺」(PDF版)には広告を掲載しない。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月1日)

この基準は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日)

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月1日)

この基準は、平成20年6月1日から施行する。